



山形県公報

平成29年11月10日（金）
第2893号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の変更……………（村山総合支庁農村計画課）…1121
- 県道の供用の開始……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…1122
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）…同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局）…同

### 公 告

- 平成29年度自衛官候補生の募集……………（市町村課）…同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（情報政策課）…1123
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（教育センター）…同
- 同……………（酒田光陵高等学校）…1124

## 告 示

### 山形県告示第766号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営蔵王上野地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営蔵王上野地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
山形市役所
- 縦覧に供する期間  
平成29年11月14日から同年12月13日まで
- その他
  - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に對して審査請求をすることができる。
  - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第767号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成29年11月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成29年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 銀山温泉線
- 2 供用開始の区間 尾花沢市大字上柳渡戸字寺町228番4から  
同 向裏59番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年11月10日

**山形県告示第768号**

次の開発行為は、完了した。

平成29年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成29年10月16日 指令置総建第41号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東置賜郡川西町大字下小松字高野305番2、305番3、305番10
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東置賜郡川西町大字上小松978番地1 株式会社ジェイエイサービスおきたま

**山形県告示第769号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「酒田市本町一丁目2番52号」 を 「酒田市中町一丁目13番8号」 に改める。

**附 則**

この規程は、平成29年11月13日から施行する。

**公 告**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成29年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 募集期間等**

| 募集種目           | 募集期間                         | 試験期日           | 試験の概要                        | 試験場の位置 | 試験場の名称     | 採用時期      |
|----------------|------------------------------|----------------|------------------------------|--------|------------|-----------|
| 自衛官候補生<br>(男女) | 平成29年11月11日(土)から同年12月8日(金)まで | 平成29年12月15日(金) | 筆記試験<br>適性検査<br>口述試験<br>身体検査 | 東根市    | 陸上自衛隊神町駐屯地 | 試験合格者のみ通知 |

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話番号023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話番号023(630)2075）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年11月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

山形県基幹高速通信ネットワークインターネット接続回線サービス 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2091

3 落札者を決定した日 平成29年10月12日

4 落札者の名称及び所在地

東北インテリジェント通信株式会社 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号

5 落札金額 7,452,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

平成29年9月1日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年11月10日

山形県教育センター所長 石 川 真 澄

1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量

電力の供給 契約電力419キロワット、使用電力量267,513キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県教育センター総務課 天童市大字山元字犬倉津2515番地 電話番号023(654)2155

3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年3月26日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社やまがた新電力 山形市松栄一丁目3番8号

5 随意契約に係る契約金額

（契約電力に対する単価）

| 期 間              | 基本料金単価（1kWにつき） |
|------------------|----------------|
| 平成28年度分          | 1,614.49円      |
| 平成29年度分及び平成30年度分 | 1,644.38円      |

(使用電力量に対する単価)

| 期 間              |      | 電力量料金単価（1 kWhにつき） |
|------------------|------|-------------------|
| 平成28年度分          | 夏季   | 16.51円            |
|                  | その他季 | 15.34円            |
| 平成29年度分及び平成30年度分 | 夏季   | 16.81円            |
|                  | その他季 | 15.62円            |

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年11月10日

山形県立酒田光陵高等学校長 鈴木 和 仁

1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量

電力の供給 契約電力404キロワット、使用電力量714,330キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立酒田光陵高等学校 酒田市北千日堂前字松境7番地の3 電話番号0234(28)8833

3 随意契約の相手方を決定した日 平成28年3月31日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社やまがた新電力 山形市松栄一丁目3番8号

5 随意契約に係る契約金額

(契約電力に対する単価)

| 期 間              | 基本料金単価（1 kWにつき） |
|------------------|-----------------|
| 平成28年度分          | 1,614.49円       |
| 平成29年度分及び平成30年度分 | 1,644.38円       |

(使用電力量に対する単価)

| 期 間     |      | 電力量料金単価（1 kWhにつき） |
|---------|------|-------------------|
| 平成28年度分 | 夏季   | 16.51円            |
|         | その他季 | 15.34円            |

|                  |      |        |
|------------------|------|--------|
| 平成29年度分及び平成30年度分 | 夏季   | 16.81円 |
|                  | その他季 | 15.62円 |

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

平成29年11月10日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成29年11月10日発行 発行人 山 形 県